



LPA-I 対策への私見 行政、業界はどのような姿勢を探るべきか—

[現在の行政のAI対策方針は
現場の条件や構造、状況を知らず、
もしくは勘案せずに組まれている]

(株)ピーピーキューシー研究所社長
加藤宏光

今夏の茨城県水海道市に端を発したLPA-I騒動は、その後、全国有数の大手養鶏企業を巻き込み、一種異様な様相を呈してきた。今後の展開が予測しきれない現時点で、判明した条件を元にして予測を立てることは、いわば冒険に類することかもしない。しかし、すべての事象が出来ていかない今だからこそ、思い切った予測も意義を持つ——との判断から、著者の得られる限りの情報を前提として今後、行政および業界がどういった姿勢を採るべきかをシミュレーションし、今後のあるべき姿を私見として述べてみたい。

これまでの推移

水海道市に発現したLPA-Iについての事例検証は、すでに本誌(二〇〇五年夏季特大号)に掲載した。その後の展開として、同市に発生した一連の事例とメカニズムを異にした症例が隣接した坂東市の辺縁に位置するT農場で明らかとされた。この症例では、大ひな導入された一番若いロットにのみ抗体が検出され、その他の成鶏群には一切の感染兆候は確認されなかつた。残念ながら

これらの中の鶏群は、『ウイルスの存在する可能性が否定できない』ということを根拠に淘汰された(このことは、現時点で行政の採った方針転換を基礎とする限り、大きな誤謬が生じている)。T農場で抗体陽性を呈した大ひなの供給元が緊急でサーベランスされた。その結果は予想にほぼ一致するものであつたといえる。『幸いT農場周囲に位置する八軒の農場では清浄である』ことが確認された。すなわち、当該するU農場では、併設された成鶏群では全ロットが高い抗体陽性率を示し、新しく編入された育成ひなではAIフリーであった、という。初発領域から五〇キロほど離れたAIに罹患した採卵鶏群の飼育される、この農場に併設された育成鶏舎に由来したロットの編入が、坂東市における発生の要因であったことが明らかとされた。

茨城市に位置するU農場を中心とする五キロ周囲の検疫調査では、この段階では採卵農場にAI汚染の兆候は確認できなかつた。

新しい展開、埼玉の陽性例

うな内容であった。

「プレスリリース」

茨城県におけるH5亜型の

A型インフルエンザウイルス

の分離等について

1. 農場の概要

茨城県石岡市

採卵鶏飼養農場(約一一一万羽..ウ
インドウレス一二鶏舎)

茨城県水戸市

採卵鶏飼養農場(約一六万二〇〇〇
羽..開放九鶏舎)

茨城県東茨城群美野里町

採卵鶏飼養農場(約八〇万羽..ウイ
ンドウレス九鶏舎)

この中で、問題の方針転換は次の
ものである。

2. 経緯

八月十八日に埼玉県においてH5

亜型のA型インフルエンザ抗体陽性

農場が確認されたことを受け、当該

農場の導入元農場の調査を行つてい
たところ、独立行政法人農業・生物

系特定産業技術研究機構動物衛生研

究所において、茨城県の三農場でH

5亜型に対する抗体が検出された。

また、茨城県の家畜保健衛生所で行
つていたウイルス分離検査において、
この三農場のうち一農場の一鶏舎

からA型インフルエンザを疑う、

大方の予想に反するもので、下のよ

事態が大きく動いたのは八月二十
三日、埼玉県鴻巣市に位置する「フ
アームのA型感染抗体検出であつ
た。この農場では、加工用の原料卵
生産を目的に導入された、強制換羽
鶏(八百~九百日齢といわれる)三口
ツトが高い抗体陽性率を示した。こ
の検査は、今回水海道市で発生した
LPAIの発生メカニズム解析を目
的に行なった結果では、29~30がH1価陽
性を示したものである。

抗体の状況は、1/30が寒天ゲル
内沈降反応(AGP)陽性であり、こ
れを神奈川県立動物衛生研究所(動衛研)で照
合した結果では、29~30がH1価陽
性を示したものである。

この展開を受けて、ノーフアームが
茨城に展開する農場に対し立ち入り
検査を実施したこと、石岡市に
位置するウインドウレス農場一棟で
ウイルスが分離され、その他の鶏舎
では抗体陽性を示した。この症例に
対して、農林水産省が下した方針は
大方の予想に反するもので、下のよ

ウイルスが分離され、H5亜型のA型インフルエンザウイルスであるこ
とが確認された。

3. 防疫体制について

本日(八月二十一日)に開催された
高病原性鶏インフルエンザ対策本部
決定事項(別紙)に基づき行う。

4. なお、抗体陽性鶏の鶏卵につい
ては、厚生労働省では、食品安全委
員会等の見解を踏まえ、食品衛生法
上問題ないとしている。また、これ
までの一連の発生例では、農場従業
員等への感染は確認されていない。
(以下略)

構造および飼養管理の状況から、ウ
イルスの拡散が懸念されることによ
る。

(3)一方、ウインドウレス鶏舎につ
いては、今後のリスク管理措置として、
鶏舎ごとの厳格な飼養管理を実施す
れば、万一ウイルスが存在していた
としても、ウイルスが拡散するリス
クは低いものと考えられる(なお、
ウインドウレス鶏舎以外の鶏舎につ
いては(2)に該当すると考えられるこ
とから、擬似患畜として淘汰する)。

(4)このため、一連の発生が臨床症状
を示さない弱毒タイプのものである
ことも踏まえ、防疫上のリスクを高
めない範囲での合理的な措置とし
て、

①ウイルスが分離された鶏舎(以下
「分離鶏舎」という)については、
ウイルスが存在する限り、強毒タイ
プに変異するリスクがあるため、殺
処分の処置を講じる一方、ウイルスが

分離されない鶏舎(「ウイルス検査
陰性鶏舎」という)については、直
ちに淘汰を行わず、厳格な飼育管理
と継続的な検査により、監視を強化
する。

(5)なお、ウイルス検査陰性鶏舎の鶏

- (1)これまでの一〇例(埼玉の事例を含む)では抗体陽性のみであつても、疑似患畜として淘汰してきたところである。
- (2)これは、これらの事例については、ウイルスの存在が否定できず、鶏舎

- (3)一方、ウイルス検査陰性鶏舎につ
いては、今後のリスク管理措置として、
鶏舎ごとの厳格な飼養管理を実施す
れば、万一ウイルスが存在していた
としても、ウイルスが拡散するリス
クは低いものと考えられる(なお、
ウインドウレス鶏舎以外の鶏舎につ
いては(2)に該当すると考えられるこ
とから、擬似患畜として淘汰する)。
- (4)このため、一連の発生が臨床症状
を示さない弱毒タイプのものである
ことも踏まえ、防疫上のリスクを高
めない範囲での合理的な措置とし
て、
①ウイルスが分離された鶏舎(以下
「分離鶏舎」という)については、
ウイルスが存在する限り、強毒タイ
プに変異するリスクがあるため、殺
処分の処置を講じる一方、ウイルスが
- ②抗体陽性であつても、ウイルスが
分離されない鶏舎(「ウイルス検査
陰性鶏舎」という)については、直
ちに淘汰を行わず、厳格な飼育管理
と継続的な検査により、監視を強化
する。

卵については、家きんへの感染を防ぐため、防疫上必要な措置を講じた上で、その流通を認めることとする。

2. 対応

「ウインドウレス鶏舎の取り扱い」

ウインドウレス鶏舎のうち、分離

鶏舎については、殺処分等の防疫措置を講ずるが、ウイルス分離陰性鶏舎については、

①定期的に検査を継続すること、

(二週間に一回、一鶏舎当たり二〇羽ずつ、ウイルス分離検査)

②当該鶏舎が

・ウインドウレス鶏舎等ウイルスが容易に拡散しない鶏舎構造であること、

・鶏舎ごとに作業衣、長靴、器具等について、適切に交換および消毒することにより、ウイルスが容易に拡散しない飼養管理が実施されることを条件に、以下に対応する。

- (1) 鶏卵の取り扱い
定期的な検査により、陰性が確認されている間は、G.P.センター等への出荷は可能とする。
- (2) 新たな分離鶏舎の取り扱い
定期的な検査により、新たに分離鶏舎が確認された場合には、殺処分等の防疫措置を講ずる。

(3) 鶏群の最終的な取り扱い

抗体陽性鶏群の最終的な取り扱いについては、今後、継続して実施する定期的な検査の結果を踏まえ、検討する。

「周辺農場の取り扱い」

「周辺農場の取り扱い」

(1) 三つのそれぞれの農場を中心とした半径五キロメートル以内の区域を移動制限区域として設定し、清浄性

確認の検査を進める(家きん卵出荷監視検査に併せて、血清も採材し(一羽あたり一〇羽)、H.I.試験による抗体検査を実施する)。

(2) なお、新たな分離鶏舎が確認され、拡散防止措置を講ずる場合であっても、当該鶏舎からのウイルス拡散防止措置はすでに講じられていないことから、移動制限期間の見直しは行わないこととする。

何が変わったのか?

この引用文で注目されるのは、ウ

イントウレス鶏舎でウイルスが分離されない鶏群は、二週間ごとのウイ

ルス分離試験を続けながら、継続し

て飼養できる。もちろん、タマゴを

生産し販売することもできる、とい

う点である。

これまでの家きん疾病小委員会
(委員長:喜田宏北海道大学教授)

の見解では「抗体陽性の鶏群は、ウイルスの存在が否定できないため」

として、早期に殺処分されてきた。

ウイルスが、粉塵に交じり、排気によつて外部環境に漏れ出る可能性はあるにも関わらず、こうした理由付けで殺処分された。たまたまS-5農場ではウイルスが分離され、その後、同じ見解の下に殺処分が行われたT農場は七月二十七日の公示で、ウイルスの存在を否定できないとの根拠のみで、隣接する抗体のない成鶏群も同様の運命を辿らざるを得なかつたことは記憶に新しい」

ウインドウレス鶏舎はいわゆるオープン鶏舎に比べて、それほど衛生管理が理想的であろうか? 確かに、最新式のウインドウレス鶏舎の設備は機械化のレベルが高く、鶏の管理に適した空調が確保されている。しかし、そのことが『鶏舎内の病原を外に出さない』という設定に回の殺処分するかしないかの判定基準をウインドウレス構造という点に焦点を絞るのは的確とは思えない。

もちろん、これまでの抗体があればすべて殺処分という画一的な防疫指針を、環境や条件を考慮し、殺処分しないこともあります。しかし、この変更をあなたがち悪いと責めるつもりはない。むしろ現場の状況に合せて、より現実的な方向へ軸を変え

るという柔軟な対応は歓迎されかかるべきであろう。ただ、ウインドウレスであるか、オープンであるかといった鶏舎の構造に依存した基準では現実のフィールドを反映できない。そのことを踏まえて、さらに柔軟に基準を進化させる必要に迫られている。

この原稿を執筆している、九月二日十一時二十分、ある生産者から『新たに七件の陽性が確定した。その中には、一絆當体内でオープンが陰性でウンドウレスが陽性のものもある』と伝えられた。

多くのオープン鶏舎による採卵養鶏經營者からは、行政がオープン鶏舎であれば廢業せよ、と言っているとしか思えないといった強い不満が噴出している。この野外の状況を十分に踏まえて、バイオセキュリティの実態を踏まえた基準を新しく設定することを急がねばならない。

今回の茨城県、小川町における汚染実態の公示はなされても、直ちに処分方針が決定されないのは、このような現実を十分に踏まえた新基準の構想を建てるための準備期間であると理解したい。

汚染地域の浄化か、広範な汚染を許すか？

ここ数週間で明らかにされた、茨城県の涸沼、美野里、小川地区の汚染実態は目を覆いたくなるほどである。疫学的な情報を基にすると、今年一月三月まではこの地域にさほど大きな問題はなかったことが推察される。一部にこの時期から四月までに一過性の産卵低下を経験した農場が散在し、これがAIであつたといふ情報もあるが、著者の見聞ではこの問題は異質のものであると確信する。

これまでの中央行政の見解では、『今回水海道に端を発した一連の上PAI発生は、いわゆる伝染病としての、急速な伝播を示すものではない。現時点では明確な根拠情報はない。』とのことです。この対応の基礎には、「このウイルスは、一般的な環境で急速な伝播をしない。従来の鶏特有のウイルス性伝染病（ニューカッスル病や伝染性気管支炎）とは異なる」とのことであった。今週初めまでの情報を元にすると、確かに大規模經營体が巻き込まれたためにトラブルの羽数は多いものの、「物流および人の交流で伝播するというパターンを前提としての疫学で理解す

る」といった基準を探り、經營体数をベースとすると、一〇〇件ほどの数に収まる。デスク上で作戦を立てると、先の見解にあることもある意味理解できる。

しかし、本原稿を作成する間にも刻々と情報が変わり、九月二日に茨城県によって明らかにされた新規の経営体だけでも、八件に上る。LPIの浸潤が進行しつある現時点では、疫学考察をすることは時期尚早であることを承知の上で、あえて私見を主張すれば――

先に述べたように、茨城の一〇件目に相当する大規模農場で初めて、飼養形態ウンドウレスと厳密なバイオセキュリティ構造を前提として、殺処分しないで観察するという処分が決定された（八月二十二日）。その対応の基礎には、「このウイルスは、一般的な環境で急速な伝播をしない。従来の鶏特有のウイルス性伝染病（ニューカッスル病や伝染性気管支炎）とは異なる」という科学的な解析データに根拠を置いているものであろう。

確かに、水海道で初発の成鶏農場から三〇〇メートルほどしか離れて

いない育成農場への伝播がないことや、その後、涸沼地域で成鶏と隣接する育成農場で育てられた大ひなは一〇〇%のAI抗体を有するにもかかわらず、少し離れて独立した育成農場では同一経営体に属するにもかかわらず、陰性を保っていたこと等々、先の見解を裏付ける事象は少なくない。しかし残念ながら、その後の野外における展開は、中央行政の期待するものとは大きなズレを生じているようと思われる。

すなわち、ウンドウレス構造は、オープン鶏舎に比較すれば、初期のウイルスの侵入がし難い点については多少のメリットがあることは頷ける。しかし、一羽でも発症例が出た後、鶏舎全体への伝播のスピードがオーブン構造に対比してはるかに加速されることは、業界の常識である。先に引用した別紙の、「1.考え方」の(3)にある「ウンドウレス鶏舎について、今後のリスク管理措置として、鶏舎ごとの厳格な飼養管理を実施すれば、万一ウイルスが存在していたとしても、ウイルスが拡散するリスクは低いものと考えられる」という事象は、外観上のことであり、排気にウイルスが含まれること

とは十分に考慮されていない。さらに言及すれば、鶏ふんに含まれるウイルスが搬出されるリスクを、法的にどの程度抑制できると期待されたのであるうか。

先にも触れたように、最近の大規模ウインドウレス鶏舎では、毎日の鶏ふん搬出を前提として建設されており。ちなみに、一棟に五万羽を飼育する鶏舎で、毎日排せつされる鶏ふんの量は五トンに上る。五日間封鎖されば、当該鶏舎には二五トンの鶏ふんが体積され、これをスクレーパーで搔き出そうとしても、ワイヤーが切れるか、スタッツとして故障するかのトラブルは避けられない。

であるからこそ、現場の担当者は毎日の作業に必死になるのである。「同じことはタマゴの自動搬送ベルトにも言える。タマゴの搬送ベルトは通常一日分の重量付加を適量として搬送する設計になっている。三日分を卵受けに貯めて、一度に搬送することなど、机上ではできても、現場では不可能といえる。だからこそ、無理にでもタマゴを鶏舎から搬出したい、という意向が生産者から出されたのであるう】

推察するに、こういった現場から

言えばどうにもならない条件下で、鶏舎から排出・搬出されるモノを介してウイルスがその地域に充満している、という状況がここ数週間続いたものと考えられる。こうした

条件下で、鶏舎構造を問わず、感染する個体が発現することは、想像に難くない。現状では、ウインドウレス鶏舎での抗体陽性群は、定期的な観察を条件に温存されている。もちろん、ウイルスが検出されれば殺処分である。この条件であれば、オーブン鶏舎においても同一の処分を下すことでさらにはリスクを増大する可能性はないといえる。

鶏舎であっても同一基準をクリアすればウインドウレス鶏舎と同じ処分をする」という決断が一刻も早い時期に下されることを期待する。

たが、すでに約一五〇〇件が終了し、現在までに埼玉のIフアーム関連以外では陽性の例がないと聞く。であるとすれば、現時点では特定の場所にA-I汚染が集中していることになる。どうしてこのような事態になつたのかは摩証不思議といふのが、その説明は、本稿の目的ではない。問題は「現時点での行政方針を継続する限り、量の多少にかかわらず、A-Iウイルスが野外に拡散し続けるであろう」ことである。

現在の韓国では全国の四〇%あるいはそれ以上に及ぶ農場でH9亜型のA-Iに汚染されている、とのことであった(平成十七年七月、ソウル大学鶏病研究室、キム教授の談話)。

確かに、わが国における全国一斉サーバランスの構築スタイルに種々の問題点が指摘されている。曰く、「一〇〇〇羽以上の農場で十分か」『どのように規模が大きくなるとも、一度が期待できるだろう』『サンプル農場当たり一〇羽分の血清という限度が満たす』『農場が採取して、家畜保健所に提出する例もあるという。正当なサンプルが提出される保証はあるのか』

しかし、一斉サーバランスの結果で、埼玉県鴻巣町のLPA-Iが吊り上げられ、これを基にして茨城の汚染実態が明らかにされたことをもつて見る限り、このサーバランスがわが国における行政のA-I対策指針は、清浄化を維持することにあつた。現在の発生状況から推察するに、茨城という、限定した地域にこのA-Iを閉じ込め、清浄化することができるか否かは、この時期の判断にかかる。フィールドに出て、生産者たちの針のむしろに座る気持ちをともにし、今なすすべもないままに、経過を見守っている、臨床獣医師の立場からモノ申すなら――

わが国のA-Iフリーを維持したい、という指針と同時に、ウインドウレス鶏舎においては(先に述べたように、これには同一条件を満たすオーブン鶏舎も含まれるべきである)、抗体陽性鶏を使用することを認知する、という条件を基に、净化への方法論を推考すると、次のような対策案が提起できる。

福島では、非特異反応に地方行政が過剰反応するアクシデントもあつたのである。

LPA-I 清浄化対策案

現在、期限を九月十五日として、A-Iの全国一斉サーバランスが進められている。対象は二五〇〇農場と

も三〇〇〇農場とも言われる。

福島では、非特異反応に地方行政

清浄化対策案

1. LPA-Iの浸潤工場の確定
2. ウイルス分離陽性鶏群は(残念ながら)殺処分
3. 抗体陽性鶏群(オープントン、ウンドウレスを問わず)に対しても、生産者負担でA-ワクチン接種
4. 抗体陰性の鶏群に対する接種は、備蓄ワクチンを接種
5. 適当な期間(三週程度か)を置いて、行政で準備したおとり鶏を当該群内に設置
6. おとり鶏を対象に経時にウイルス分離試験
7. 必要ならワクチンの追加接種を生産者負担で実施
8. 経時的なウイルス分離試験で陽性の結果を得たときは、当該鶏群を殺処分
9. アウトまで陰性を継続できれば、その群はA-フリーと判断できるので、通常のアウトができる(現在の指針で、無処理の抗体陽性鶏群を廃用するとき、廃鶏業者への出荷が前提となっているが、キャリアの混在する可能性のある鶏群を引き取る勇気のある業者は

あり得ない。もし、引き取れば、清浄農場との取引は期待できないのであるから…)

この案によれば、一年半の経過で汚染エリアを浄化できるはずである。免疫の理論を考えれば、すでに罹患歴を持ち、ウイルス分離試験で陰性を呈する鶏群においてのキャリアの保有するウイルスは極めて少量であることが推察されるし、また、ワクチネーションにより抗体インブスターがかかることも期待できる。

現在輸入されている「もしくは許可の出ている」A-ワクチンを接種した場合に、鶏群から誤差範囲にまでウイルスが浄化できることは、生産者サイドでワクチネーションの実施を主張する際に強調されているところである。もし、ワクチン接種されている鶏群で、このA-Iウイルスが分離されるとしたら、ワクチンの能力に対しての新しい評価を下す必要も出てくることになる(その必要性がないことを確信している)。

実際の適応に際して、米国コネチカット州のA-Iワクチネーション成功事例(Mark Egg Corporationのコフコフ農場)に学ぶ情報は多いものと考へる。先人の成功に学ぶ姿勢を尊重し、具体的な対応をすることにより、A-Iコントロールの先進国となることが望ましい。

世界各國のA-Iに対するコンセプトを鑑みて、わが国がこのLPA-Iの汚染国の汚名を被せられたままでは、安穩としていることは考えられない。しかし、現在の行政のA-I対策方針は現場の条件や構造、さらには状況を知らず、もしくは勘案せずに組まれている。

「理想とするバイオセキュリティが保持できる」という構想で、現在の方針をこのまま維持した場合、インフルエンザの活動が高まるこの冬場に、こういった火種を元としてLPA-Iが広がるリスクを避け得ないのではないか。

またも、殺処分…

この項を終えようとしている九月二日午後三時半に、農林水産省からプレスリリースが発表された。そこには驚くべきことに、非合法なワクチン使用の可能性が記載されている。ここまで思い切った表現がなされた裏にはそれを証拠付ける資料

があるのだろう。また、弱毒タイプの防疫対応についての案には、相変わらずウイルス拡散しないシステムで易にウイルス拡散しないシステムで殺処分とされている。

現在手元に、茨城県農林水産部畜産課が九月一日付でまとめた弱毒タブの発生概要表がある。それによれば、上笠町の周囲五キロメートルでここ数日に確認された陽性農場は、「四カ所ある。この中には、さわめて厳密な飼養とチェックを維持してきた優良農場や、ウンドウレスとオープントン鶏舎を並行して保持している農場があり、その他にも著者の知る限りで専業として一所懸命經營を維持された農場が多い。

これらの、A-I抗体価をみると、H-I価で50~60%程度の陽性率を示すものが散在している。それぞれの日齢が明確でないので、あくまで推測であるが、若いニワトリから古いものまで日齢の異なる複数ロットを同時に飼育する、いわゆるマルティブル・エージ形態を想定すると、この陽性率であれば、何カ所かでウイルスが分離され得るのではないかと憂慮する。

もし、そういうたウイルスが活発に動いている状況があるとすれば事態は深刻であり、また、ウインドウレスにあいまいな根拠でアローランスを認める姿勢は許されるべきではない。なるほど、今回発生したAIの汚染農場は茨城のかなり限定したエリアに集中し、それ以外の地域には汚染の詳細が確認できていない（全国一斉サーベランス情報はその後さらに進展し、現時点で一八〇〇カ所についてモニタリング結果が出ていて、前述の埼玉県の事例以外はすべて陰性のこと）。

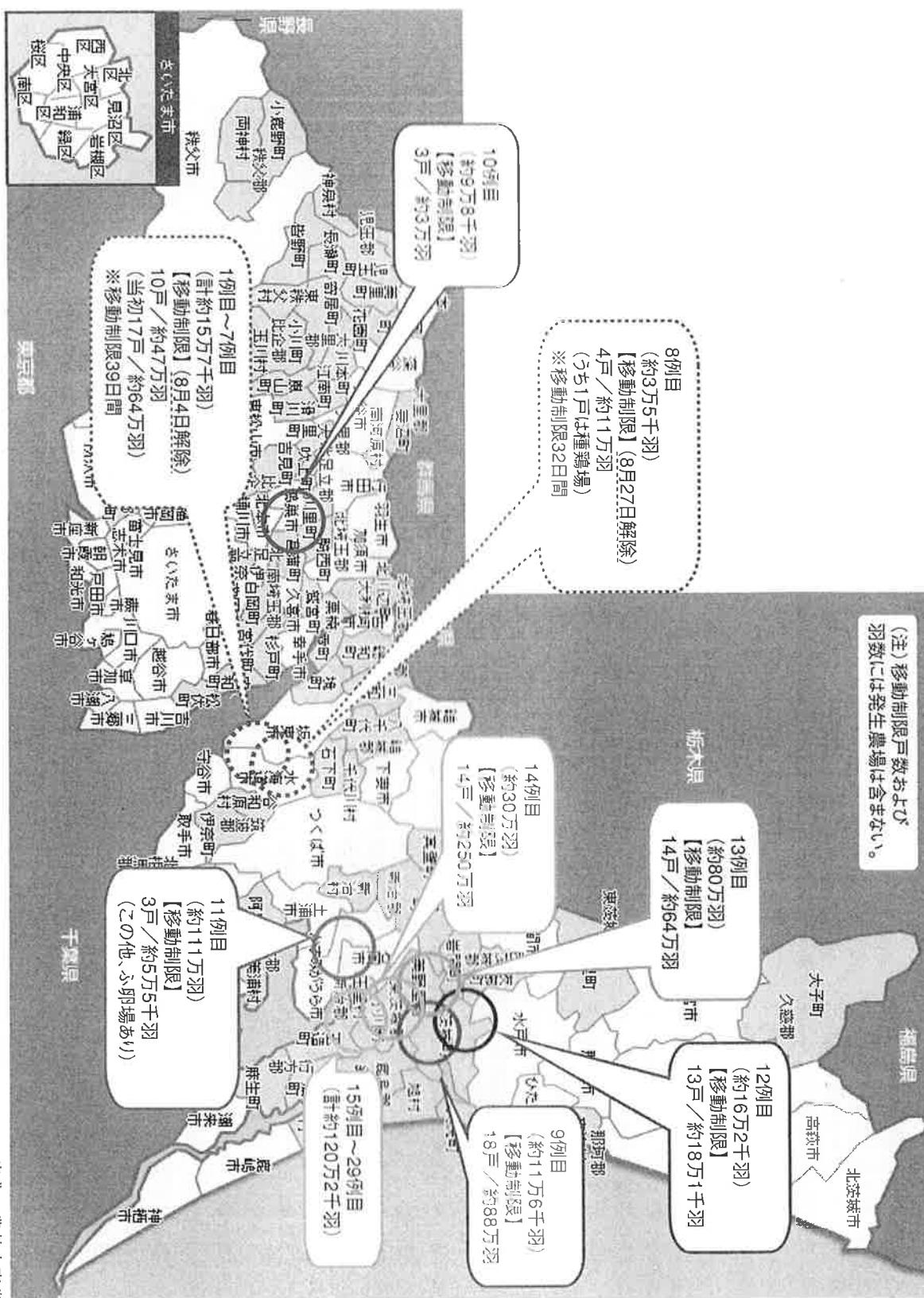
これを根拠として、あくまで殺処分による浄化を目指すのであれば、先の案、4に記載されている「三ヶ月で陰性であつた場合に処理を目的として移動できる。ただし早期の処理が望ましい」などといったあいまいな記述でなく、殺処分を明記し、大羽数で、処理に長期を要するためのリスクに対応するための覚悟を業界に促すべきであろう。

発生農場の検査結果

事例	飼養羽数	公表日	抗体検査結果		ウイルス分離結果
			ゲル内沈降反応 結果(陽性率)	H I 検査 結果(陽性率)	
1	24,624	6月26日			+ (H 5 N 2)
2	23,557	6月30日	+ (5 / 12)		+ (H 5 N 2)
3	16,011	6月30日	+ (10 / 20)		-
4	39,991	6月30日	+ (7 / 12)		-
5	24,126	6月30日	+ (2 / 10)		+ (H 5 N 2)
6	20,290	6月30日	+ (8 / 20)		-
7	8,486	7月10日	+ (7 / 80)	+ (6 / 80)	+ (H 5 N 2)
8	35,082	7月26日	+ (9 / 160)		+ (H 5 N 2)
9	114,152	7月29日	+ (64 / 190)	+ (52 / 190)	+ (H 5 N 2)
10	97,938	8月18日	+ (19 / 30)	+ (10 / 10)	-
11	1,110,000	8月22日	+ (110 / 120)	+ (110 / 120)	+ (H 5 N 2) * 1 鶏舎のみ
12	162,000	8月22日	+ (70 / 90)	+ (70 / 90)	-
13	789,600	8月22日	+ (160 / 190)	+ (138 / 190)	-
14	300,000	8月25日	+ (44 / 50)	+ (50 / 50)	-
15	90,000	8月27日	+ (32 / 130)	+ (82 / 129)	-
16	35,000	8月30日	+ (45 / 70)	+ (65 / 70)	継続中
17	30,000	8月30日	+ (13 / 90)	+ (51 / 90)	継続中
18	15,000	8月30日	+ (14 / 30)	+ (28 / 30)	継続中
19	25,000	8月30日	+ (9 / 10)	+ (10 / 10)	継続中
20	49,000	8月30日	+ (35 / 80)	+ (49 / 80)	継続中
21	350,000	8月30日	+ (35 / 80)	+ (54 / 80)	継続中
22	240,000	8月30日	+ (10 / 20)	+ (10 / 20)	継続中
23	80,000	9月1日	+ (9 / 50)	+ (28 / 50)	継続中
24	30,000	9月1日	+ (13 / 70)	+ (60 / 70)	継続中
25	130,000	9月1日	+ (20 / 60)	+ (40 / 60)	継続中
26	29,000	9月1日	+ (40 / 70)	+ (60 / 70)	継続中
27	40,000	9月1日	+ (15 / 40)	+ (39 / 40)	継続中
28	50,000	9月1日	+ (18 / 50)	+ (46 / 50)	継続中
29	9,000	9月1日	+ (13 / 60)	+ (30 / 60)	継続中

出典：農林水産省

(注) 移動制限戸数および
羽数には発生農場は含まない。



国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

出典：農林水産省